

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書(概要)

公表日:令和5年11月13日

評価 機 関	名 称	(社福)広島県社会福祉協議会
	所 在 地	広島県広島市南区比治山本町12-2
	事業所との契約日	令和5年5月10日
	訪問調査日	令和5年8月18日
	評価結果の確定日	令和5年10月31日
	結果公表にかかる事業所の同意	あり・なし

I 事業者情報

(1)事業者概況

事業所名称	りじょう認定こども園	種 別	幼保連携認定こども園		
事業所代表者名	園長 岩永 尚子	開設年月日	平成25年4月1日		
設置主体	社会福祉法人りじょう福祉会	定 員	207人	利用人数	209人
所 在 地	〒731-0124 広島県広島市安佐南区大町東三丁目12番30号				
電話番号	082-879-0479	FAX番号	082-879-0478		
ホームページアドレス	http://rijo.ed.jp/				

(2)基本情報

サービス内容(事業内容)	事業所の主な行事など
○ 乳児～就学前児童の保育	・入園式 ・卒園式 ・運動会 ・発表会 ・バザー ・親子クッキング
○ 延長保育	・芋の植え付け ・七夕祭り ・プール遊び ・お祭りごっこ
○ 障害児保育	・お泊まり保育 ・芋掘り ・観劇会 ・お餅つき ・クリスマス会
○ 一時保育(一般型・幼稚園型)	・いやしのコンサート ・クリーンキャンペーン ・マラソン大会
○ 子育て相談/育児講座	・豆まき ・作品展 ・ひな祭り ・遠足(春/秋) ・お楽しみ会(春/秋)
○ 園庭開放	・誕生会(毎月) ・避難訓練(毎月) ・交通指導(毎月)
○ わかばパパママ教室	
居室の概要	居室以外の施設設備の概要
○ 保育室 10 室	○屋内遊戯室 1か所 ○相談室 1か所
○ 乳児室 1 室	○屋外遊戯室 2か所 ○会議室 1か所
○ 一時保育室 1 室	○ほふく室 1か所 ○事務室 1か所
○ 子育て支援室	○その他
○ 保健(医務)室 1 室	トイレ(8か所)、調理室(1か所)、調乳室(1か所) 沐浴室(1か所)、砂場(1か所)、足洗い場(3か所) プール(1か所)

職員の配置

職 種	人数(うち常勤の人数)	職 種	人数(うち常勤の人数)
園長(所長)	1人(1人)	調理員	7人(0人)
副園長(副所長)	1人(1人)	嘱託医	2人(0人)
主幹保育教諭	2人(2人)	事務員	2人(2人)
保育教諭	41人(29人)	学校薬剤師	1人(0人)
栄養士	1人(1人)	用務・清掃員	3人(0人)

Ⅱ. 第三者評価結果

◎評価機関の総合意見

りじょう認定こども園は、広島市安佐南区大町の民家が密集する住宅地にあります。この施設は、幼児教育の教材販売を手がけていた有限会社が昭和50年に認可外保育施設として開園し、平成15年に広島市で初めての有限会社立の認可保育園「りじょう保育園」として発足しました。その後、令和3年度より幼保連携認定こども園として再出発して現在に至っています。3階建ての建物と園庭を上手く組み合わせた構造で、建物の中と外を上手に使い分けたり、園外の散歩コースもプログラムに活用されていました。

この地域の保育・幼児教育のニーズは高く、乳児から就学前の200人を越える子どもを受け入れ、一時保育、子育て相談、園庭開放などの地域貢献も行なわれています。

第三者評価は8年前に受審されており、そのときに明らかになった課題にすぐに取り組み、改善されていました。

◎特に評価の高い点

(1) 前回受審時は中長期計画の策定が課題でしたが、園長を中心に受審後すぐに改善に取り組み、子どもや職員育成や環境設備など複数分野における「現状と課題」、「展開と対策」、「期待できる効果」の5年計画を一枚の用紙で簡潔に整理し、さらに様式には、評価・改善状況を毎年記入し評価できる項目も設けておられました。この様式は、他の事業所や福祉領域でも参考になると思えました。(管理運営編 No.3:中・長期的なビジョンと計画の明確化)

(2) 法人の保育目標である「元気・やる気・勇気」などを盛り込み、現園長が作詞、前主任が作曲して園の歌を作り、職員・園児共通の目標であり願いとしてともに歌い伝えておられるという、ユニークな周知に取り組みられています。(管理運営編 No.2:理念・基本方針の周知)

(3) 標準化された業務をマニュアル化するとともに、マニュアルに「評価・改善」欄を設けて毎年の見直しも行われていました。さらに、これらのマニュアルは1冊のファイルとしてまとめられ、職員全員が所有して管理し、変更部分は毎年各自で差し替え、職員の注意喚起に繋げておられました。(管理運営編 No.26:標準的な実施方法の確立)

(4) 今年度から、2歳児以上の子どもが、5～6人の小規模なグループに分かれて「子ども会議」を実施し、相手の意見を聴き、自分自身の言葉で伝える経験を通じて、子ども同士の関係を良好に保てるよう取り組まれています。また、毎日、給食提供前に子どもが給食を味見してクラスの子どもの給食の味を伝える当番活動など、食育についても先進的な取り組みが行われています。(サービス編 No. 20:人間関係)

(5) 「虐待発生時の対応マニュアル」を整備し、職員研修も行われています。虐待や不適切な養育が疑われる子どもには、マニュアルに沿って傷やあざなどを確認するなど、早期発見できる体制が整っています。また、児童相談所などとも情報交換を行い、子どもの安全確保を心がけておられます。(サービス編 No.28:虐待等への対応)

(6) 園庭開放「あおぞら広場」やベビーマッサージなどの育児講座、おもちゃ広場や人形劇など、未就園児を対象とした地域支援事業を月に1～2回実施しておられます。職員の自主的なサークル活動も行われ、講演会などはこども園の在園児の保護者だけではなく、地域の方にも周知されるなど、自主事業ながら、多彩で活発な地域連携が行われています。(サービス編 No.33:地域の子育て支援)

◎特に改善を求められる点

(1) 園の建物にはあちらこちらに様々な工夫が見られましたが、廊下に物が置かれていたことが気になりました。特に防災対策に配慮し、収納方法の検討が望まれます。(管理運営編 No.14:設備環境)

(2) 「全体的な計画」や「指導計画」の様式で新旧が交じっている箇所が一部見受けられました。教育・保育要領を再度確認したうえで、様式の見直しを提案します。また、「全体的な計画」と「指導計画」のねらいと内容に整合性が取れていない部分が若干ありました。「年間食育計画」も併せて確認し、ねらいを明確にした教育・保育を実践されてはいかがでしょうか。(サービス編 No. 4:保育課程、No.5:指導計画)

Ⅲ. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

平成27年度に第1回目の福祉サービス第三者評価を受審し、コロナ禍を経て、3回目の受審となりました。前回、ご指摘いただいた点については、園長、主任が中心となって改善に取り組み、その結果を高く評価いただきました。今回の受審においても、問題点の改善を園全体で積極的に取り組んでいきます。

りじょう認定こども園は、子どもたちが明日も来たいと思える園、ご家庭にとっては安心して大切なお子様を預けられる園であることを目標としておりますので、今回の第三者評価でのご家庭からのご意見一つ一つを真摯に受け止め、今後も家庭と園とが手を取り合い、協力して子育てをしていきたいと思っております。

このたびの受審でも、自分たちでは気付かない様々な角度から運営の見直しことができました。よりよいこども園となるよう、職員一同力を尽くしていきたいと思っております。

IV. 項目別の評価内容

1 管理運営編

1 福祉 サー ビス の 基 本 方 針 と 組 織 (法人または事業所)	(1)理念・基本方針 自己評価：NO.1-2	自分がかげがえのない存在であることを理解し、思いやりのある人に育つという子どもの姿と、周りの人的環境として職員が誠実であることを法人理念とし、保育目標および保育方針が定められています。 理念等は、新人研修だけでなく、年間を通して何度も全職員に周知され、園内の掲示や入園説明会・見学時に説明をしておられます。法人の保育目標である「元気・やる気・勇気」などを盛り込み、現園長が作詞、前主任が作曲して園の歌を作り、職員・子ども共通の目標であり願いとしてともに歌い伝えておられるという、ユニークな周知に取り組まれています。 ◎理念・保育目標は、職員室にも掲示し、職員へのさらなる意識づけに繋がられてはいかがでしょうか。
	(2)計画の策定 自己評価：NO.3-4	前回受審時は中長期計画の策定が課題でしたが、園長を中心に受審後すぐに改善に取り組み、子どもや職員育成や環境設備など複数分野における「現状と課題」、「展開と対策」、「期待できる効果」の5年計画を一枚の用紙で簡潔に整理し、さらに様式には、評価・改善状況を毎年記入し評価できる項目も設けておられました。この様式は、他の事業所や福祉領域でも参考になると思えました。 事業計画は、全利用者および職員に配布するとともに、施設前に掲示もされ、周知されています。園庭開放などで来園される方にも希望に応じて配布し、年間計画などを説明されています。
	(3)管理者(施設長)の責任とリーダーシップ 自己評価：NO.5-6	園長の役割と責任については、「施設長(園長)の業務と責任」として明文化し、遵守すべき法令や他園での事故などの情報等を把握し、職員会議等で周知しておられます。 園長は、月曜日から金曜日の日中に定例の日礼を開催し、各学年代表、主幹保育教諭と共に情報を共有しながら職員の意見交換等も行われています。また、年に3回の面談時や園内を巡回して現場で職員の悩みや意見を聴き取られ、風通しのよい職場づくりに努めておられます。
2 組織 (法人または事業所)の運営管理	(1)経営状況の把握 自己評価：NO.7-8	専門誌の購読や所属されている広島市私立保育協会等で、社会福祉事業全体の動向や地域の子どもの数・ニーズを収集し、待機児童が多い地域において、少しでも地域の子どもの受け入れができるよう認定こども園としてのメリットを活かした事業運営を検討されています。 利用率やコストなどは理事長と一緒に確認され、特に、光熱費の高騰を受け、園長自ら節電を呼びかける放送を行うなど、職員とともにコスト削減に取り組まれています。
	(2)人材の確保・養成 自己評価：NO.9-12	中長期計画の中に必要な職員像を具体的に定め、職員育成方針に沿った人材育成が行われています。職員の働き方も職員の状況に応じて、正規職員だけでなく、契約・パート・保育補助など短時間から働けるよう柔軟に対応し、長く働ける就業環境を整備しておられます。 職員の就業状況は、年に数回の個人面談で確認しておられます。また、年休の希望を可能な限り調整することで、有給休暇の取得率も70～80%と非常に高くなっています。 職員研修も積極的に実施され、職場内研修は、全職員が参加できるよう、同じ研修を3回ずつ実施しておられます。園内のWi-Fi環境を整備し、オンライン研修なども活用し、職員全員が園外研修を積極的に受講しておられます。 保育士をめざす学生の実習を年間4～5人受け入れておられます。実習は、学生一人ひとりと一緒に作成した実習計画書に基づいて行われ、丁寧に振り返りの会議も持たれています。また、中・高生の職場体験等も積極的に受け入れ、実習生や卒園児などの採用希望者を就職に繋げておられます。
	(3)安全管理 自己評価：NO.13	緊急時に備え、リスク別の対応手順、連絡網がマニュアルとして整備されています。毎日行われる日礼で、ヒヤリハットを確認し合い、発生要因と再発防止策の検討が行われています。他園で起きた事故の情報等も職員にすぐに伝達し、必要に応じてマニュアルの改訂が行われています。

2 組織（法人または事業所）の運営管理	(4)設備環境 自己評価：N0.14-15	<p>出入口は広く取られ、保育室は日当たりの良い廊下に面し、運動場は、遮光シートやミストを設置して、猛暑でも子どもが安心して遊べるよう対策がされていきました。保護者と個別に面談できる応接室も整備されています。トイレ、洗面所は子どもの年齢に応じて設置されています。</p> <p>園舎内は、専門の清掃職員が消毒・清掃を担当し、園長が巡回時に清掃状況を確認しておられます。</p> <p>◎園の建物にはあちらこちらに様々な工夫が見られましたが、廊下に物が置かれていました。特に防災対策に配慮し、収納方法の検討が望まれます。</p>
	(5)地域との交流と連携 自己評価：N0.16	<p>地域住民との交流行事を実施したり、園だよりを民生委員や町内会に回覧するなど、園の取り組みを積極的に地域に周知しておられます。</p> <p>人形劇や学生など、ボランティアも積極的に受け入れ、ボランティアの概念などを書式化して整備されています。</p> <p>◎ボランティアのマニュアルについては、今後、受け入れ手順や受入れの記録について追記し整理されることを期待します。</p>
	(6)事業の経営・運営 自己評価：N0.17-18	<p>園長は、広島市私立保育協会や広島市保育連盟の会議・研修等に積極的に参加して、行政や関係事業者と連携し、制度に関する意見などを集約し、また、「豊かな保育をすすめる会」を通して市区町、県・国への意見を掲示しておられます。</p> <p>財務諸表は、開示規程を設け、ホームページで公開しておられます。</p> <p>◎保護者や地域住民に安定した経営状況をより理解してもらえるように、財務に関する公開情報を工夫されてはいかがでしょうか。</p>
3 適切な福祉サービスの実施	(1)利用者本位の福祉サービス 自己評価：N0.19-24	<p>一人ひとりの子どもを尊重したサービス提供については、理念や保育方針に定め、人権研修などを通じて、尊厳を大切にする保育の共通理解に繋げておられます。</p> <p>子どものプライバシー保護については、個人情報保護規程を定め、マニュアルも整備し、職員に周知しておられます。また、個人情報が含まれる書類は、職員室内の施錠可能な書庫に保管されています。</p> <p>保護者の意見は、送迎時の会話や連絡帳を通じて把握し、行事後などには保護者アンケートを実施、玄関先には意見箱「にじいろ」を設置して匿名での意見も受け付けておられます。苦情解決の仕組みは、重要事項説明書に記載されるとともに、玄関にも掲示しておられます。第三者委員とも良好な関係を築かれ、園の風評などを定期的に聴き取られています。</p> <p>毎日の日礼で、すべての職員がその日に受けた保護者の希望・意見を共有し、解決策を協議しておられます。保護者からの意見への対応方法については、広島県保育連盟連合会発行の「保育者必携」などの該当項目を定期的に読み合せてチェックし、対応方法の振り返りが行われています。</p> <p>◎職員が持ち出した記録等のファイルが確実に返却されたことを管理できるように、ファイルの定置化などの工夫をしてはいかがでしょうか。</p>
	(2)サービス・支援内容の質の確保 自己評価：N0.25-28	<p>年に3回、園独自の自己評価を実施し、今回、2回目の福祉サービス第三者評価を受審されました。</p> <p>標準化された業務をマニュアル化するとともに、マニュアルに「評価・改善」欄を設けて毎年の見直しも行われていました。さらに、これらのマニュアルは1冊のファイルとしてまとめられ、職員全員が所有して管理し、変更部分は毎年各自で差し替え、職員の注意喚起に繋げておられました。</p> <p>子どもの記録の開示については、情報開示規程にて、手続きや開示範囲等を定め、保護者には、入園時に、重要事項説明書に基づき説明しておられます。</p>
	(3)サービスの開始・継続 自己評価：N0.29-32	<p>園のパンフレットやホームページを整備して、園の取り組み等を情報提供し、見学も常時受け入れておられます。毎月、保護者向けの園だより・クラスだよりを発行しておられます。</p> <p>入園時には、入園説明会・途中入園児説明会を実施し、重要事項説明書に基づきサービス内容や契約について説明しておられます。契約解除後の対応についても文書を作成し、周知しておられます。入園の流れは、研修等を実施し、全職員が説明対応できるよう取り組まれています。</p> <p>転園や卒園時には、保護者の同意を得て、定められた様式に沿って、児童要録、健康診断等の情報を提供しておられます。</p>

IV. 項目別の評価内容

2 サービス編：保育所

<p>1 事業所運営の基本</p>	<p>(1)サービスの質の確保 自己評価：NO.1-3</p>	<p>全体会議は、同じ内容の会議を2～3回ずつ繰り返して実施し、全職員が参加できるように配慮しておられます。月曜日から金曜日の昼に学年代表、主幹保育教諭、園長が集まり日礼を実施し、困りごとも含めて伝え合い、協議しておられます。日礼の内容は、職員室の会議録ファイルで全職員が確認しておられます。</p> <p>職員全体で相談しやすい風土が築かれており、他園での事件や事故発生後も素早く自園のマニュアルを作成されるなど、組織的かつ計画的にサービスの質の向上が図られています。また、主幹保育教諭や園長の指導・助言を受けられる体制も整っています。</p> <p>子どもの記録については、統一したデジタル様式で記録されています。職員が作成した記録は、すべて園長が確認し、記載方法などについては、月案会議で周知し職員間で共有しておられます。</p> <p>◎会議の議事録は、職員全員が閲覧しておられるとのことですが、簡単なチェック表などを作成し、職員が確実に回覧したことが確認でき、さらに、職員自身も閲覧する動機付けとなるような仕組みを検討されてはいかがでしょうか。</p>
<p>2 子どもの発達援助</p>	<p>(1)発達援助の基本 自己評価：NO.4-8</p>	<p>「全体的な計画」は園長、指導計画は各担任が作成し、週・月・年度単位で評価が行われ、毎月、園長が評価・見直しの指導をしておられます。</p> <p>広島市人権啓発課の講師などに依頼し、毎年人権に関する研修を実施して子ども一人ひとりの尊厳の大切さを確認し、日々の保育に繋げておられます。</p> <p>外国籍の子どもには、保育に関わる基本の言葉を母国語で覚えてコミュニケーションを図るなど、子どもや保護者が不利益を生じないように努めておられます。</p> <p>英会話やけん玉の講師との交流を通じて、異文化や幅広い年代の人と接する機会も設けておられます。</p> <p>男女により色や持ち物を区別しないなど、子どもの気持ちを尊重し性差に配慮した保育が行われ、LGBTなど、性に関する研修も受講されています。職員が子ども一人ひとりの気持ちを受容し、子どもとの信頼関係をさらにしっかりと築いていかれることを期待します。</p> <p>◎「全体的な計画」や「指導計画」の様式で新旧が交じっている箇所が一部見受けられました。教育・保育要領を再度確認したうえで、様式の見直しを提案します。また、「全体的な計画」と「指導計画」のねらいと内容に整合性が取れていない部分が若干ありました。「年間食育計画」も併せて確認し、ねらいを明確にした教育・保育を実践されてはいかがでしょうか。</p>
	<p>(2)健康管理・食事 自己評価：NO.9-14</p>	<p>子どもの健康状態は毎日確認し、気になる子どもの情報は日礼などで職員間で共有しておられます。定期的に、内科健診・歯科検診が行われ、保護者に周知するとともに職員間で必要な情報を共有しておられます。</p> <p>良い姿勢を保てるよう背もたれの低い椅子を使用したり、食事時には各自でランチョンマットを敷くなど、発達段階に応じて食事マナーが身に付くよう取り組まれています。毎月の給食会議で子どもの残食状況を確認し、好き嫌いや食事の量を確認しておられます。毎日、給食提供前に係の子どもが給食を味見して、クラスの子どもの給食の味などを伝えることで、子どもの食への興味を高めておられます。</p> <p>年間の食育計画を策定し、園庭で季節の野菜を育てたり、園外の畑での芋ほり体験、月に1回のクッキングの実施など、活発な食育が行われています。</p> <p>アレルギー等の除去食は、主治医の指示に基づき、家庭と連携しながら提供されています。除去食は、食器の色を変え、調理室から専用のかごに入れて運び、必ず2人の職員で目視で確認しながら、離れたテーブルに配膳しておられます。行事などの際には、全員が食べられる食材で調理されるなど、除去食の子ども食事が楽しめるよう配慮されています。</p> <p>園の食事は、毎日、玄関に提供された食事の写真を掲示して保護者に周知し、毎月の保健便りや、献立や食育の取り組み、食事の様子を伝えておられます。除去食の子どもの保護者とは、毎日献立を確認し合い、確実に食事が提供できるよう取り組まれています。</p>

2	<p>(3)保育環境 自己評価：NO. 15-17</p>	<p>園庭には遊具が設置され、季節の野菜や植物を育てておられます。手作りのミストや遮光ネットを整備し、子どもの立場に立ってより良い環境を創り、夏の暑さ対策も行われていました。園庭の一角には屋根付きのピロティがあり、訪問当日も子どもは水遊びや買い物ごっこを楽しめる「りじょうタウン」など様々な遊びを楽しんでいました。</p> <p>乳児室・地域活動支援室には床暖房を設けるなど、保育室では適切な温度・湿度管理がなされ、屋外遊具なども点検チェック表に沿って定期的に安全確認をしておられます。</p> <p>各保育室には、年齢に応じた絵本やおもちゃを配置し、手作りおもちゃの作成や定期的な絵本の入れ替えなど、子どもの発達段階に合わせた遊びができるよう配慮されています。</p> <p>入園してすぐの子どもは親元から離れ不安になりやすいため、すべての保護者に材料を提供して人形を作ってもらい、子どもが手作りの人形と一緒に進級し、卒園まで一緒にお昼寝をすることで、園生活での安心に繋がっています。</p>
子どもの発達援助	<p>(4)保育内容 自己評価：NO. 18-23</p>	<p>2歳児以上のクラスでは、年間を通じて園外保育を複数回実施し、公共施設等を利用することで社会的ルールの獲得に繋がっておられます。</p> <p>近隣の公園や空き地、神社など園外への散歩に積極的に出かけ、落ち葉やどんぐりを拾ったり自然と関わる機会を大切にしておられます。裸足保育を基本とし、わらべ歌に合わせたベビーマッサージやアートヨガなどを取り入れ、手足など体のさまざまな部位の発達を促されています。</p> <p>今年度から、2歳児以上の子どもが5～6人の小規模グループに分かれ、相手の意見を聴き、自分自身の言葉で伝える「子ども会議」の時間を導入しておられます。この取り組みを通じて、けんかをして、子ども同士で相手の気持ちを理解しようとする姿が見られ、相手の話を聞くようになるなど子どもの変化を実感しておられました。</p> <p>乳児保育では、入所時に各家庭での生活リズムを聴き取り、離乳食は家庭で食べた食材を確認し3回食から提供しておられます。SIDSの訓練も実施し、0歳児はモニターを使用し、1歳児は時間毎に確認するなど、就寝時の安全管理に努めておられます。</p> <p>早朝・延長保育を実施し、延長保育時には、おにぎりなどの軽食を提供しておられます。</p> <p>園内にはエレベーターや障害者用トイレを設置し、障害を持つ子どもに対応しておられます。発達が気になる子どものポイントを職員で確認・共有し、療育センター等とも連携し、保護者と相談をしながら支援する体勢が整っています。また、障害児保育に関する園外研修も複数の職員が受講されています。</p>
3 子育て支援	<p>(1)保護者等への支援 自己評価：NO. 24-28</p>	<p>保護者とは、毎日の送迎時や連絡帳で子どもの様子を共有しておられます。園だよりやクラスだよりを毎月発行し、年に2回の懇談で、園での様子を伝えておられます。行事後など年に数回のアンケートを実施し、保護者の保育ニーズを把握しておられます。欠席理由が不明の場合や3日以上欠席する子どもには電話で連絡を取り、状況を確認しておられます。</p> <p>入園・進級時にクラス担任が保護者と面談し、随時、個別の面談にも対応し、相談内容は適切に記録して職員間で共有されています。相談内容に応じて、園長や専門機関と連携しながら、対応しておられます。</p> <p>「虐待発生時の対応マニュアル」を整備し、職員研修も行われています。虐待や不適切な養育が疑われる子どもには、マニュアルに沿って傷やあざなどを確認するなど、早期発見できる体制が整っています。また、児童相談所などとも情報交換を行い、子どもの安全確保を心がけておられます。</p>

<p>4 子どもの安全</p>	<p>(1)安全・事故防止 自己評価：NO. 29-31</p>	<p>食中毒や感染症発生時対応マニュアルを整備し、職員に周知しておられます。保護者には毎月、「保健だより」を配布して、感染症等の情報を発信しておられます。</p> <p>子どもの急変や園内・園外での事故発生時に備え、リスク別の個別マニュアルを整備しておられます。毎年、全職員が救急救命法の研修を受講し、毎月、1回以上の避難訓練が行われています。毎日の終礼で各クラスで「ヒヤリハット」を出し合い、終礼ノートで全職員に周知されるとともに、職員室に「園内危険管理図」を設置し、園内の危険箇所をシールで示して注意を促されています。</p> <p>出入口にカメラを設置し、日中はドアを施錠して不審者等の対策を講じておられます。不審者対策マニュアルも整備して職員にも周知し、警察との訓練も毎年実施しておられます。</p> <p>◎保護者から、送迎時、玄関に職員が不在の場合があるとの意見がありました。送迎時間帯以外の施錠はされていますが、送迎時に常時子どもを見守れるような職員シフトの検討を提案します。</p>
<p>5 地域との関わり</p>	<p>(1)関係機関および地域との連携 自己評価：NO. 32-34</p>	<p>北部こども療育センター等と連携し、障害や発達上の課題がみられる子どもや保護者を支援しておられます。小学校の交流行事に参加して情報交換が行われ、状況に応じて、児童相談所や要保護児童対策地域協議会等とも連携しておられます。</p> <p>園庭開放「あおぞら広場」やベビーマッサージなどの育児講座、おもちゃ広場や人形劇など、未就園児を対象とした地域支援事業を月に1～2回実施しておられます。職員の自主的なサークル活動も行われ、講演会などはこども園の在園児の保護者だけでなく、地域の方にも周知されるなど、自主事業ながら、多彩で活発な地域連携が行われています。</p> <p>一時保育については、地域活動支援室を設けて行われています。担当職員を配置し、毎日、2～3人の子ども受け入れ、保護者の子育て相談にも応じておられます。</p>

自己評価・第三者評価の結果（管理運営編）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

1 福祉サービスの基本方針と組織（法人または事業所）

(1) 理念・基本方針

1	理念・基本方針の確立	法人としての理念、基本方針が確立され、明文化されていますか。	A	A	
2	理念・基本方針の周知	理念や基本方針が職員・利用者等に周知されていますか。	A	A	

(2) 計画の策定

3	中・長期的なビジョンと計画の明確化	中・長期的なビジョン及び事業計画が策定されていますか。	A	A	
4	適切な事業計画策定	事業計画が適切に策定されており、内容が周知されていますか。	A	A	

(3) 管理者(施設長)の責任とリーダーシップ

5	管理者(施設長)の役割と責任の明確化	管理者(施設長)は、自らの役割と責任を明確にし、遵守すべき法令等を理解していますか。	A	A	
6	リーダーシップの発揮	管理者(施設長)は質の向上、経営や業務の効率化と改善に向けて、取り組みに指導力を発揮していますか。	A	A	

2 組織（法人または事業所）の運営管理

(1) 経営状況の把握

7	経営環境の変化等への対応①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されていますか。	A	A	
8	経営環境の変化等への対応②	経営状況を分析して、改善すべき課題を発見する取り組みを行っていますか。	A	A	

(2) 人材の確保・養成

9	人事管理の体制整備	必要な人材確保に関する具体的なプランをたてて、実行していますか。	A	A	
10	職員の就業状況への配慮	職員の就業状況や意向を把握し、必要があれば改善する仕組みが構築されていますか。	A	A	
11	職員の質の向上に向けた体制	職員の質の向上に向けた具体的な取り組みを行っていますか。	A	A	
12	実習生の受け入れ	実習生の受け入れについて、積極的な取り組みを行っていますか。	A	A	

(3) 安全管理

13	利用者の安全確保	利用者の安全確保のための体制を整備し、対策を行っていますか。	A	A	
----	----------	--------------------------------	---	---	--

(4) 設備環境

14	設備環境	事業所(施設)は、利用者の快適性や利便性に配慮したつくりになっていますか。	A	B	○
15	環境衛生	事業所(施設)は、清潔ですか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

(5)地域との交流と連携

16	地域との関係	利用者と地域との関わりを大切にし、地域のニーズに基づく事業等を行っていますか。	A	A	
----	--------	---	---	---	--

(6)事業の経営・運営

17	制度に関する意見・意向の伝達	制度について、保険者あるいは行政担当部署等に意見や意向を伝えていますか。	A	A	
18	財務諸表の公開	地域住民、利用者に対して財務諸表を公開していますか。	A	A	

3 適切な福祉サービスの実施**(1)利用者本位の福祉サービス**

19	利用者を尊重する姿勢①	利用者を尊重したサービス提供について、共通の理解を持つための取り組みを行っていますか。	A	A	
20	利用者を尊重する姿勢②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していますか。	A	A	
21	利用者満足の上	利用者満足の向上に向けた取り組みを行っていますか。	A	A	
22	意見を述べやすい体制の確保①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備していますか。	A	A	
23	意見を述べやすい体制の確保②	苦情解決のしくみが確立され、十分に周知・機能していますか。	A	A	
24	意見を述べやすい体制の確保③	利用者からの意見等に対して迅速に対応していますか。	A	A	

(2)サービス・支援内容の質の確保

25	質の向上に向けた組織（法人または事業所）的な取り組み	自己評価の実施や第三者評価の受審により、提供しているサービス・支援内容の質向上を図っていますか。	A	A	
26	標準的な実施方法の確立	各サービス業務が標準化され、マニュアル化されてサービスが提供されていますか。	A	A	
27	サービス実施状況の記録	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われていますか。	A	A	
28	記録の管理と開示	サービス提供記録等の開示を適切に行っていますか。	A	A	

(3)サービスの開始・継続

29	サービス提供の開始①	利用者に対して、サービス選択に必要な情報を提供していますか。	A	A	
30	サービス提供の開始②	サービスの開始にあたり、利用者等に説明し、同意を得ていますか。	A	A	
31	利用契約の解約・利用終了後の対応	利用者がいつでも契約の解約ができることを説明し、利用者又は事業者から直ちに契約を解除できる事由を定めていますか。	A	A	
32	サービスの継続性への配慮	事業所（施設）の変更や家庭への移行などにあたり、サービスの継続性に配慮した対応を行っていますか。	A	A	

自己評価・第三者評価の結果（サービス編：保育所版）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

1 事業所運営の基本

(1) サービスの質の確保

1	職員会議	職員間において、定期的または随時に情報共有する体制がとられていますか。	A	A	
2	指導助言の実施体制	職員が指導助言を受ける仕組みがありますか。	A	A	
3	個人情報の適切な取り扱い	子ども(保護者等を含む)に関する情報(データを含む)は、適切に取り扱われていますか。	A	A	

2 子どもの発達援助

(1) 発達援助の基本

4	保育課程	保育課程は、関係法令や子どもの発達特性を踏まえ、長期的見通しをもって適切に編成されていますか。	A	B	○
5	指導計画	指導計画は、定期的に評価および見直しが行われていますか。	A	A	○
6	理解と受容	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容していますか。	A	A	
7	さまざまな人との交流	さまざまな年代や文化を持つ人たちに親しみを持つよう働きかけていますか。	A	A	
8	先入観等を植え付けない配慮	性差への先入観による固定的な概念や役割分業意識を植え付けられないような配慮を行っていますか。	A	A	

(2) 健康管理・食事

9	健康状態の把握	子どもの健康管理は、適切に行われていますか。	A	A	
10	健康診断等の実施	健康診断や歯科検診を定期的に行っていますか。	A	A	
11	食事環境の整備	子どもにとって、食事が楽しみとなるよう配慮していますか。	A	A	
12	食育の推進	子どもが生活と遊びの中で、食事を楽しみ合うよう、働きかけていますか。	A	A	
13	子どもの状況に応じた食事の提供	アレルギー疾患や体調不良の子どもがいる場合、子どもの状況に応じた食事が提供されていますか。	A	A	
14	家庭との連携	保育所で提供する食事について、保護者等に対して説明し、理解を得ていますか。	A	A	

(3) 保育環境

15	空間の確保	保育所は、子どもが心地よく過ごせるような空間が確保されていますか。	A	A	
16	設備・環境	保育所は、子どもたちの心身の安らぎ、くつろぎの面から配慮された場所となるよう、工夫されていますか。	A	A	
17	保育環境の整備	子どもが自発的に活動できる環境を整える工夫を行っていますか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
(4)保育内容					
18	社会的なルールや態度の獲得	子どもが、望ましい生活のルールや態度を身につけるよう、働きかけていますか。	A	A	
19	表現活動	身近な環境の中で、感覚を豊かにしたり、活動を楽しめるよう働きかけていますか。	A	A	
20	人間関係	遊びや生活を通して、人間関係が育つように働きかけていますか。	A	A	
21	乳児保育	乳児保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	
22	長時間保育	長時間保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	
23	障害児保育	障害児保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	

3 子育て支援

(1)保護者等への支援

24	信頼関係の構築	保護者等の気持ちに共感しながら、信頼関係を築くよう努めていますか。	A	A	
25	保護者等との連携、共有	子どもの生活の連続性を踏まえ、保護者等との連携および情報共有が行われていますか。	A	A	
26	相談・情報提供	保育に関する知識や技術を活かして、保護者等からの相談にあたっていますか。	A	A	
27	不適切な養育に対する支援	虐待等、不適切な養育が行われている可能性があると感じた場合は、速やかに対応していますか。	A	A	
28	虐待等への対応	虐待を受けている子ども(虐待の可能性がある場合を含む)に対して、適切に対応していますか。	A	A	

4 子どもの安全

(1)安全・事故防止

29	食中毒・感染症対策	食中毒や感染症に対する予防および発症後の対策は、適切に行われていますか。	A	A	
30	事故・天災への対応	事故や天災が発生した場合、速やかに対応できる体制がありますか。	A	A	
31	不審者対策	不審者の侵入などに対応できる体制がありますか。	A	A	

5 地域との関わり

(1)関係機関および地域との連携

32	関係機関との連携協力	子ども家庭センター、要保護児童対策地域協議会、小学校等と連携し、必要に応じて協力体制を築いていますか。	A	A	
33	地域の子育て支援	地域の子育て支援の拠点として、子育て家庭に対して保育所機能を還元していますか。	A	A	
34	一時保育	一時保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	